

丸亀市の行った地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定に基づき国土調査の成果として認証したので、次のとおり公告する。

平成28年11月4日

香川県知事 浜 田 恵 造

1 調査を行った時期

平成26年度から平成27年度まで

2 成果の名称

(1) 丸亀市地籍図

(2) 丸亀市地籍簿

3 調査を行った地域

塩屋町1丁目、塩屋町2丁目、塩屋町3丁目、塩屋町4丁目、塩屋町5丁目

4 認証年月日

平成28年11月4日